

平成 29 年度再商品化実施委託単価について

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
平成 28 年 12 月 12 日

平成 29 年度再商品化委託申込み時に必要となる再商品化義務量算出のための「算定係数」に関わる「量・比率」については、暫定「分別収集計画量」による再商品化義務総量の設定となっていますが、協会としては、円滑な再商品化委託申込を進めるため、暫定算定係数を基に再商品化実施委託単価を算出しています。

● 「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{① 市町村からの引取り見込量} \times \text{② 再商品化事業者見込委託単価} + \text{③ 協会経費} = \text{④}}{\text{⑤ 特定事業者等からの再商品化委託申込み見込み量}}$$

<平成 29 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村 引取り 見込量 (トン)	②再商品化 事業者見込 委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化 総費用 (千円) = (①×②) +③	⑤特定事業者 等からの再商品化 実施委託申込 見込量 (トン)	⑥平成 29 年度 再商品化実施 委託単価 = ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	115,000	4,700	91,018	631,518	156,000	4,100
	茶色	121,000	5,200	91,018	720,218	127,000	5,700
	その他色	135,000	8,000	91,018	1,171,018	118,000	9,900
PET ボトル		7,840	29,000	764,038	*539,814	280,000	2,000
紙製容器包装		4,600	6,000	372,087	399,687	31,910	13,000
プラスチック製容器包装		669,862	50,255	915,000	34,579,000	780,000	45,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) +③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。

*PET ボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 227,360 (千円)、協会経費 764,038 (千円) 合算の 991,398 千円となりますが、平成 29 年度有償収入に関わる消費税相当額 451,584 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、539,814 千円となります。

(参考) 平成 28 年度再商品化実施委託単価について

<平成 28 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共税抜)

		①市町村 からの引取 り見込量 (トン)	②再商品化 事業者 見込 委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化 総費用 (千円) = (①×②) + ③	⑤特定事業者 等からの再商品化 実施委託申込 見込量 (トン)	平成 28 年度 再商品化実施 委託単価 ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	115,000	4,600	93,265	622,265	150,000	4,200
	茶色	127,000	5,100	93,265	740,965	136,000	5,500
	その他色	130,000	7,300	93,265	1,042,265	108,000	9,700
PET ボトル		9,900	30,000	825,597	*641,061	290,000	2,300
紙製容器包装		4,800	6,000	395,819	424,619	35,880	12,000
プラスチック製容器包装		669,393	52,661	882,000	36,133,000	804,000	45,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) +③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくありません。